

機構集積協力金交付事業の配分基準

1 配分の考え方

地域計画を策定した地域に対して農地集積・集約化を推進するため、地域集積協力金、集約化奨励金を配分する。

2 配分基準

配分の優先順位は以下のとおりとする。

(1) 地域集積協力金・集約化奨励金

① 地域集積協力金と集約化奨励金に同一年度内に取り組む地域

- ・地域集積協力金と集約化奨励金に同一年度内に取り組む地域に配分する。
- ・地域集積協力金の機構の活用率（注1）が大きい地域の順に配分する。

② 集約化奨励金のみ

- ・上記協力金・奨励金の併用を交付し、なお予算に余りがある場合、集約化奨励金に配分する。
- ・新たに団地化される面積（注2）が大きい地域の順に配分する。

③ 地域集積協力金のみ

- ・上記奨励金を交付し、なお予算に余りがある場合、地域集積協力金に配分する。
- ・「中山間地域」、「一般地域／中山間地域」、「一般地域」の順に配分する。

3 その他

予算残額が要望額よりも少なくなった時点で、その地域を最後に、配分を終了する。

（注1）農地集積・集約化等対策事業実施要綱別記2の第5の4の（1）による。

（注2）同要綱別記2の第6の3の（2）の注2による。